

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

去る2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事による侵略が開始された。

武力による国の主権や領土の侵害、人々の生命、自由を奪う事態は、いずれの国や地域、いかなる理由があろうとも、国際社会においては、断じて許されるものではない。さらにロシアが核準備態勢の強化を決定したことについても、断じて許されるべきものではなく、唯一の核兵器被爆国として、国際社会とともに強く非難し、抑止させるべきである。

このような力による一方的な現状変更の試みは、明らかな国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす行為を実行するロシアに対し、最も強い言葉で厳しく非難する。

よって、国においては、在留邦人の安全確保に全力で取り組むとともに、国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置の徹底と強化を図り、軍の即時撤収を求めることを強く要請する。

舞鶴市議会においては、本市の市是である「平和産業港湾都市」に基づき、世界平和の実現に向けて、国際社会が一体となって全力で取り組むべきであることを、ここに訴える。

以上、決議する。

令和4年3月9日

舞 鶴 市 議 会